

集団的自衛権行使を容認する憲法の解釈変更をしないよう求める意見書

安倍晋三首相は、自らの私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の報告書提出を受け、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を閣議決定で強行しようとしている。歴代政権は集団的自衛権について「憲法9条の下で許されない」との解釈を示してきた。一内閣の判断で憲法解釈を変更するなどということは、立憲主義の乱暴な否定である。

集団的自衛隊行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使することである。それは「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めを外すことにほかならず、自衛隊が戦闘地域で米軍とともに戦闘行動に参加することになる。

首相や報告書は、「必要最小限度なら認められる」というが、ひとたび歯止めを外せば、集団的自衛権行使の可能性は無限定に広がることは明らかである。

報告書は、日本をとりまく「安全保障環境の変化」を、解釈変更の唯一の理由としているが、現在、北東アジアに存在する紛争と緊張を解決するうえで、日本に求められているのは、この地域に平和と安定の枠組みをつくるための外交戦略である。軍事的対応一辺倒の道を進むことは、この地域の緊張を高める有害なものである。

よって国においては、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更は行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。